

「学校いじめ防止基本方針(令和5年4月14日更新)」

学校番号

学 校 名	福岡県立苅田工業高等学校
課程又は教育部門	全日制



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

[1]定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[2]基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう全職員で防止に向けて取り組む。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないとともに、他の生徒に行われているいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが生徒の心身に及ぼす影響を十分理解させ、生徒とともにいじめを許さない校風を構築する。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを重要認識とし、学校・家庭・関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

[3]具体的目標

基本理念にのっとり学校全体で「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの迅速かつ適切な対応」に取り組む。

- (1) いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を置く。
- (2) 「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの迅速かつ適切な対応」など、いじめの防止等全体に係る内容を行う。
- (3) 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (4) 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等に関する年間を通じた取組計画を定める。

- (5) より実効性の高いいじめ防止及び、解消に向けた取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直す等のPDCAサイクルにつなげる。
- (6) いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方にも参加していただき、地域を巻き込んだ学校基本方針にする。また、生徒の意見を取り入れ、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を促す。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- 職員研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切かつ迅速に対応できる力を養う。
- 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員へ正しい理解の促進を図る。
- いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発・助長することがないように体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。また、いじめに限らず、暴力・暴言などを校内外から排除するよう研修を通して学習する。
- 教職員の教育相談スキル向上を図る。
- 研修会を一方向的に受けるのではなく、グループディスカッション等を行い本校に合った指導方法を模索し実行する。
- 研修会を踏まえ、指導を行った検証と評価を実施する。

[1]いじめの防止

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組むことから始める。
- (2) 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 生徒が集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (5) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全職員共通理解の下指導に当たる。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長をはじめ多くの職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を学校全体に醸成していく。さらに、いじめとは何かについて認識を共有する手段として、具体的に列挙して提示する。
- (6) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人

の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

- (7) 部活動内での人間関係によるトラブル等がいじめ行為に発展する恐れもあるため、部活動顧問は常に生徒の状況把握に努めるとともに、いじめのない環境で部活動を実施するために部室等の使用方法や使用状況、人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え指導を行う。

- 定期的な集会、取組の点検を実施
 - ・部活動生集会を学期に1回行う。
 - ・部室等点検を年間2回（7月・12月）実施する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめの早期発見の視点を持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 定期的なアンケート調査・教育相談を行うことで、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭用チェックリストなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。また、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問の機会を活用することで交友関係や悩みを把握する。
- 社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。必要に応じてPTAや地域の関係団体等と学校がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ問題について、地域・家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域・家庭が組織的に連携し体制を構築する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- いじめの実態把握
 - ・定期的なアンケート調査
 - ・定期的な教育相談の実施
 - ・家庭用チェックリストの活用
 - ・いじめに関する情報を教職員全体で共有
- 定期的な取組体制の点検を実施
 - ・個人面談の実施（悩みを積極的に受け止める）
 - ・学年会議・科会議で生徒の動向を話し合う

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

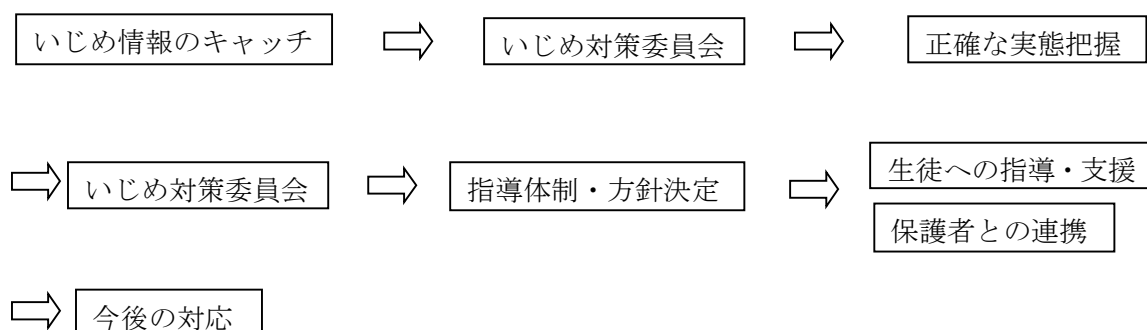
(1) 基本的考え方

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられ

ていることを表出できない者もいることを配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化に適切に対応する。また、インターネットや携帯電話、SNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。

- けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関と連携する。
- 教職員は日頃よりいじめを把握した場合の対応について、理解を深めておくことが必要であり組織的な対応が可能な体制を整備する。

・いじめ対応の流れ



(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員がいじめの疑いがある事案を把握した段階で、いじめ対策委員会を招集し情報の整理・共有を行う。また、管理職から県教育委員会へFAXで一報を行う。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、迅速かつ的確に関わりを持つことが必要である。また、生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めたときは、いじめられている生徒を守る観点から、所轄警察署と相談して対応する。
- 部活動において、顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒から事実関係を聴取する。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたは悪くない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒のプライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問は原則その日のうちに行い、保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り抜くことや秘密を守ることを伝え、不安を排除するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、生徒の見守りを行い安全を確保する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解と協力を求めながら継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の健全な人格の発達に配慮する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、クラス全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- 生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対応する体制を整備する。

- ① 直ちに削除する。
- ② プロバイダに対し速やかに削除依頼をする。
- ③ 必要に応じ法務局の協力を得る。
- ④ 必要に応じ警察に通報し援助を求める。

(7) いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

- いじめの解消にいたったと最終判断するには、いじめ対策委員会の会議によって学校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会を通して県知事へ発生報告を行う。
- ② 生命・心身に重大な被害が生じた場合、または、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合には、次の対処を行う。

速やかに、調査組織を設け、質問票の使用やその他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この組織の構成については、弁護士・精神科医を始め専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者について、大学・学会からの推薦等にも参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や引きこもりなど、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。

[自殺の背景調査における留意事項]

生徒の自殺という事態が発生した場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任が有するため、いじめ行為がどのような態様であったかや学校の対処について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。
- 調査結果については、県教育委員会を通じ県知事へ報告する。また、調査結果には今後の同種の事態の防止策と被害を受けた生徒保護者の調査結果に対する所見を含め、調査結果の報告に添えて提出する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織を置く。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学科主任、学年主任、養護教諭、担任、部活動顧問等から組織的対応の中核として機能する体制をつくる。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たって関係の深い教職員を追加することができる柔軟な組織とする。

- ※ 構成員については、事案の状況等に応じて、依頼可能な第三者の参加を含め柔軟に検討し校長が任命する。

【活動内容】

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学科主任、学年主任、養護教諭、担任、修学支援担当教員

- ※ 構成員については、事案の状況等に応じて、校長が県教育委員会と協議した上任命する。また、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

【活動内容】

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護

者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
・福岡県教育委員会への調査結果報告

- (4) 日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、いじめ対策委員会を定期的に関き、いじめの防止等の措置を実効的に行う。また、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に分担しておく。

7 学校評価

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(1) 評価の時期

- 短期間評価

いじめアンケート・学校生活アンケートの結果や教員間の情報交換、生徒間の情報に基づき、生徒の実態や対応体制を再確認し、必要に応じて改善を行う。

- 中期間評価

各学期の終わりに、いじめ防止等に関わる各取組の評価を踏まえ、いじめ対策委員会において検討を行い、次学期や次年度の計画・実施に繋げる。

- 長期間評価

年度末において、年間における、いじめ防止に関わる各取組の評価及び、いじめ・学校生活アンケートの集約結果や職員間の情報交換の情報に基づき、生徒の実態や対応体制を確認すると共に、いじめ対策委員会において、年間計画を振り返り、改善策を検討し次年度における計画実施に繋げる。

(2) いじめに関する評価項目

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ① 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。
- ② 相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。
- ③ 年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。

- 早期発見・事案対処の手立て

- ① 定期的または必要に応じたアンケートを実施している。
- ② 個人面談や保護者面談を実施している。
- ③ いじめ事案の対処が適切に行われている。